

第1節 労働安全衛生管理体制の確立

1 労働災害発生のメカニズム——安全衛生管理体制の重要性

労働災害は、一般に「物」と「人」とが接触した現象であるとか、人が有害な環境に晒された現象であると説明されている。

図3-1は、この「物」と「人」との接触の仕方を簡単に図解したもので、事業場における「安全衛生管理上の欠陥（管理が不十分）」により、物の「不安全な状態」と人の「不安全な行動」が生じて災害が発生することを示している。

この場合の「物」とは、機械設備や工具等のような物体だけではなく、可燃物や爆発物、ガス、蒸気、電気、光線等で人に危害を与えるものすべてを指す。また、「人」は職場で働くすべての人である。その「物」と「人」とが接触して起こる最悪の現象が「災害」というわけである。

このことから、労働災害防止のためには「安全衛生管理」が重要な役割を示していることが分かる。その「安全衛生管理」を的確に行うための体制、すなわち「労働安全衛生管理体制」を確立することが重要である。

2 労働安全衛生法に定められた安全衛生管理体制

安衛法では、事業者は、事業場の規模に応じて必要な安全衛生管理体制の整備を図ることが義務付けられている。図3-2（次頁参照）は標準的な安全衛生管理体制を例示したものである。

日本標準産業分類の平成19年11月改訂（第12回改訂）による「P 医療・福祉」（83

図3-1 災害発生のメカニズム

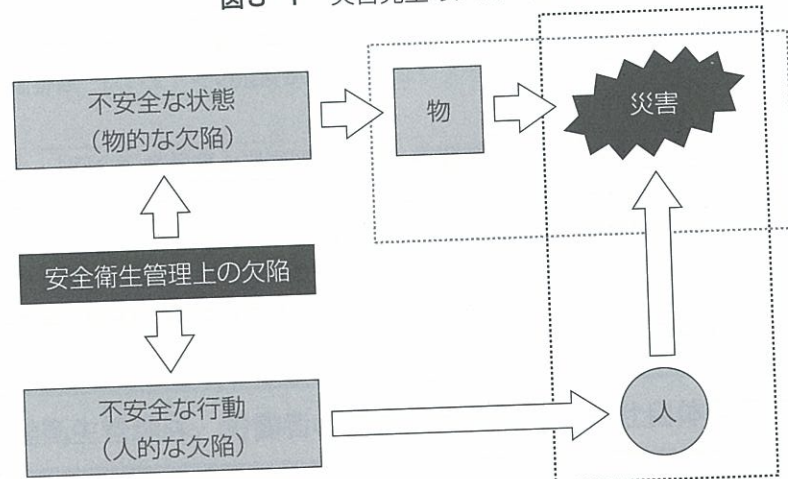
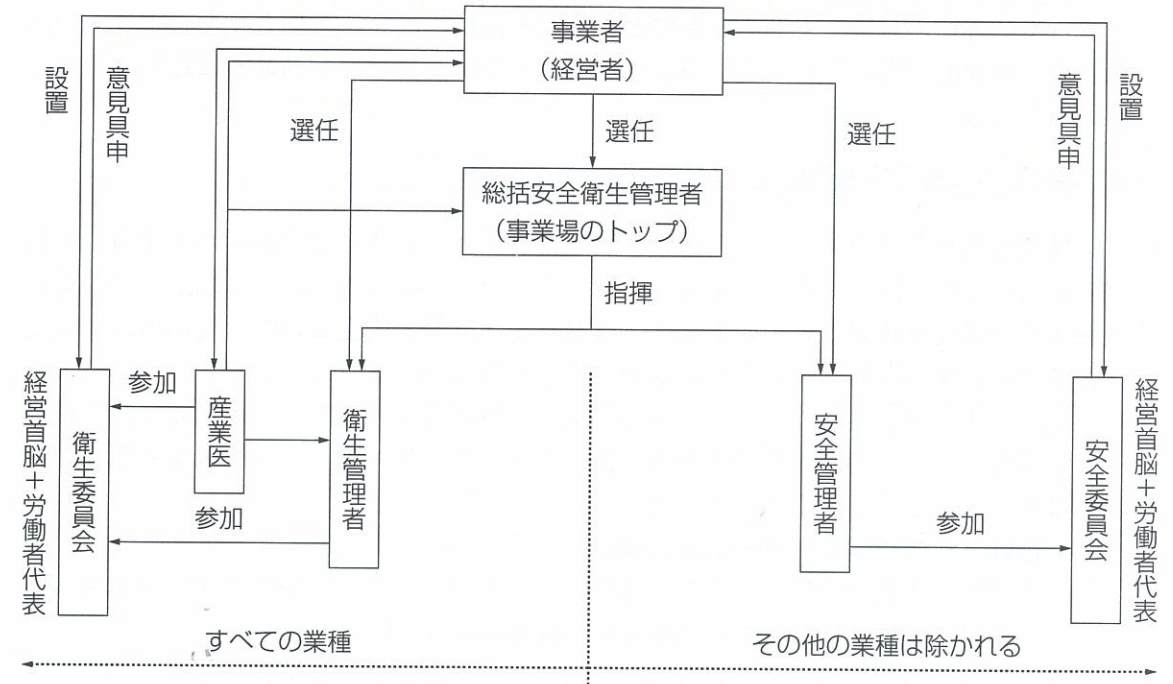


図3-2 労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制（例）



(注) 総括安全衛生管理者の選任を要しない規模の事業場では、事業者が安全管理者及び衛生管理者を直接指揮する。

医療業、84 保健衛生、85 社会保険・社会福祉・介護事業）は、施行令第2条第3号（その他の事業）に該当し、施行令第3条の「安全管理者を選任すべき事業場」は、第2条第1号及び第2号があり、第3号の事業場が該当しないし、施行令第8条の「安全委員会を設けるべき事業場」にも該当しない。したがって、図3-2の右半分の安全管理者及び安全委員会は法令の上では該当しない。

なお、医業・福祉の事業では、法令の上で事業者による安全管理者の選任及び安全委員会の設置の義務がないといっても事業場の安全管理を行わなくても良いという意味ではなく、法令でそれらの選任又は設置を事業者に強制していないというもので、その業務は事業者の実施の責務がある。事業者は、職場における、いわゆるケガの防止をはじめ爆発・火災等の防止に努めなければならないことは当然である。そのためには、事業者又は総括安全衛生管理者は、自ら実施責任のある安全管理に関する事項を、法令上の安全管理者ではないが責任者を指名して、そのものを指揮して実施することも考慮すべきである。

また、職場における労働災害防止対策を円滑、かつ、効果的に推進するためには、まず、事業者自身が、労働災害防止は事業活動を展開する上で不可欠な要素であることを認識する必要がある。そして、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等に労働衛生対策を進めるのに必要な権限を与え、その責任を明確にし、これらス